

■ 教員紹介

赤松 晃 教授		専門分野：ボーダレス・エコノミーと租税法
研究内容	経済のグローバル化が深化し、いわゆるボーダレスエコノミーの状況の下、日本の国際課税制度は大きな変革期を迎えている。クロスボーダーの事業活動やポートフォリオ投資について、国際的経済活動を阻害しない一方で税収を適切に確保するようにOECDモデル租税条約に即した改正が進められてきている。2015年10月に、OECD / G20によるBEPS（税源侵食と租税回避）に関する最終報告書が公表され、経済活動と価値創造が生じた場所で課税するという現代の国際課税の枠組みが明らかにされた。これに基づくBEPS対抗措置が、2015年度～2019年度にわたって毎年の税制改正において導入されている。そこで、ポストBEPSの実務の動向を踏まえつつ、学生・社会人向の国際課税の教科書として、水野忠恒編著『テキストブック租税法（第2版）』（中央経済社、2018年）を分担執筆している。	
研究業績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 『国際租税原則と日本の国際租税法—国際的企業活動と独立企業原則を中心に』（税務研究会、2001年）日本税理士連合会・財団法人日本税務研究センター共催日税研究賞特別賞受賞 2. 『国際課税の基本的な仕組み』金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007年） 3. 『国際課税分野での立法—日本の経済発展の軌跡を背景として』金子宏編『租税法の発展』（有斐閣、2010年） 4. 『租税条約の動向』水野・中里・増井・渋谷編『租税判例百選（第5版）』（有斐閣、2011年） 5. 『移転価格課税に係る紛争の処理—租税条約に基づく相互協議における仲裁手続を中心に—』『移転価格税制の研究』日税研論集Vol.64（日本税務研究センター、2013年） 6. 『国際課税の実務と理論—グローバル・エコノミーと租税法（第4版）』（税務研究会、2015年） 	
王 志安 教授		専門分野：国際法
研究内容	国際法における政府及び国家の承認を基本テーマとして研究してきている。クーデターなどで違憲的に誕生した新政府について、諸国はどのように対応してきたかを、理論及び実行から分析するのは、政府承認の研究において用いられた手法である。最近では、いわゆる代議制民主主義を基礎にした「正統主義」の承認理論と実行を課題として分析している。国家承認については、主に国家形成の過程と国際法との関係という視点から分析する。そのほか、国際法における管轄権問題や紛争解決についても関心をもつ。	
研究業績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「国際法秩序における国際裁判の役割—E.H.カーとH.ローターバクトの対話は可能か」大沼保昭編著『国際社会における法と力』所収191-230頁、日本評論社、2008年12月 2. 「中国の国内裁判における知的所有権関連条約の適用—その知的所有権法の展開への影響を念頭に—」駒澤法学11巻1号1-65（124-188）頁、2011年9月 3. 「国際法における法的制裁としての不承認—ドクトリンからルールへの展開プロセスの理論的解析—」駒澤法学12巻第2号1-54（119-172）頁、2013年3月 4. 「分離独立紛争についての思考」論究ジュリスト Quarterly jurist（11）122-129頁、2014年（査読なし） 5. 「国際法における領域主権—そのヨーロッパにおける歴史起源を吟味して—」駒澤法学14巻1号195-254頁、2014年9月 	
北野かほる 教授		専門分野：法史学（イギリス）
研究内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中世イングランドを中心とする比較紛争解決類型 とりわけ仲裁の法的構造と社会的機能 多領域・多時代を視野に入れた紛争解決類型の比較理論 2. 中世イングランドの裁判制度 コモン・ロー裁判制度 コモン・ロー外裁判制度とりわけ大法官府裁判所と海事裁判所 	
研究業績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「オクスフォードシャの騒擾—王のコロナ対大学人—」『西洋法制史学の現在小山貞夫先生古稀記念論集』（2006年5月創文社） 2. 「法廷にあらわれた仲裁—中世後期イングランド法システムにおける「裁判外」紛争解決—」『法の生成と民法の体系 広中俊雄先生傘寿記念論集』（2006年12月創文社） 3. 「中世後期イングランドにおける仲裁の位置」『法が生まれるとき』（2008年10月創文社） 	
塩入みほも 教授		専門分野：行政法（主として救済法）
研究内容	我が国の行政（救済）法は、行訴法改正後もなお、「処分性」「公定力」等の概念を中心として公権力優位の体系にあり、国民の法的地位は「法律上保護された利益」なる概念のもと、係争行政法規及び関連法規における利益保護趣旨の有無すなわち立法者意思に依存している。対して我が国行政法の母法たるドイツ行政法においては、今日、行政法固有理論の域を越え、憲法論と融合し、「国家の基本権保護義務」の概念の下に国法（公法）秩序を法律関係と把握し、国民の請求権概念を中心とする理論構築が発展・浸透している。そこで、ドイツ法を主たる比較法研究の対象とし、かかる行政法秩序の法律関係体系（請求権体系）構築の法理を研究している。	
研究業績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「公権論における基本権の放射的効力」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 第39巻（1999年3月）95～126頁 2. 「知っておきたい」市民社会における行政と法』園部逸男・渡井理佳子・早坂禎子・塩入みほも著（信山社、2002年）；第2編各論Ⅱ章・Ⅲ章・Ⅳ章（P.93～161）執筆 3. 「個人情報保護法制の体系と地方公共団体における個人情報保護の現状」駒澤大学法学紀要 第76号（2018年2月）1～55頁 4. 『租税正義と国税通則法総則』木村弘之亮・酒井克彦編（信山社、2018年9月）；第10章「租税法と行政行為」（P.465～507）執筆 5. 「日本における公文書管理法の確立と発展～制度改革に向けた政府の施策に関する検討を中心に～」駒澤法学第18巻第3号（2019年2月）21～96頁 	
高田 実宗 講師		専門分野：行政法
研究内容	現代型交通政策を支える法的枠組みについて、わが国の行政法が手本としたドイツ法との比較法研究を行っている。次世代が求める交通システムには、円滑な移動、交通安全、環境保護、まちづくり、こうした複合的な要請が反映されなければならない。そして、それを支える法領域は多岐にわたり、道路法（公物管理法）、道路交通法（公物警察法）、環境法、都市法、地方自治法といった行政法の各論領域が絡む。そこで、EU法の要請に基づく伝統的なドイツ法理論の修正といった現代的な事象に目を配りながら、こうした参照領域を横断的に分析対象とし、それらの調整を図り、かつ、政策全体の正当性が担保できる計画法理論の構築を目指している。	
研究業績	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「交通規律に対する権利保護」一橋法学14巻1号239～278頁（2015年） 2. 「道路課金による交通管理の法的可能性」一橋法学15巻2号399～418頁（2016年） 3. 「電気自動車の普及促進策と法的課題」一橋法学17巻2号（山田洋先生退職記念論文集）371～395頁（2018年） 4. 高田実宗「ニュータウンの再生と法的課題」都市住宅学102号15～19頁（2018年） 5. 高田実宗「道路空間を活用したカーシェアリングと法的課題」駒澤法学18巻2号117～144頁（2018年） 	

高橋 洋城 教授	専門分野：法哲学・法思想史
研究内容	1. カントの法思想とその影響について思想史的研究を続けている。カント自身の著作の他、18～19世紀法律学への影響の研究を行っている。さらにカント思想の現代的な可能性という点から、現代の社会哲学・正義論にも関心を持っている。
研究業績	2. 法概念的な作業として、法適用・法解釈の問題に関する現代法理論を、主としてドイツ語圏のものを中心に検討している。 1. 「普遍的結合意志理念と国家」、三島淑臣教授退官記念論集『法思想の伝統と現在』、九州大学出版会、1998年 2. 「カントの手續主義的権利論—その現代的射程—」、日本法哲学会編『法哲学年報（1999）』、有斐閣、2000年 3. 「カント『法論』における『批判』の構造とその射程」、ヨシバルト／三島／長谷川編『法の理論25』、成文堂、2006年 4. 「自律の法と法の自律—カントによる近代法の『基礎づけ』—」、日本法哲学会編『法哲学年報（2007）』、有斐閣、2008年 5. 「ロバート・ブランドムの規範的プラグマティズムと「理由の空間」の分節化—その法哲学への射程を測るために—」、『駒澤法学』第14巻第2号、2015年 6. 「規範のパラドクスから規範のプラグマティクスへ—ドイツの法理論におけるブランドム受容の一断面—」、『法の理論36』、成文堂、2018年

田中 優企 准教授	専門分野：刑事訴訟法
研究内容	1. 被疑者取調べの適正化（我が国の刑事手続における被疑者取調べの必要性・重要性を認めたと上で、被疑者の供述の自由の保障及び取調べ過程の可視性の向上を図るための具体的な方策について、日英米の刑事司法制度を基に研究） 2. 被疑者・被告人の弁護権（我が国の刑事手続における被疑者・被告人の弁護権保障の在り方について、日英米の刑事司法制度を基に研究）
研究業績	1. （共著）椎橋隆幸編『よくわかる刑事訴訟法（第2版）』ミネルヴァ書房、2016年 2. （共著）椎橋隆幸・柳川重規編『刑事訴訟法基本判例解説（第2版）』信山社、2018年 3. （共著）椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向VI』中央大学出版部、2018年 4. 「答弁協議における効果的な弁護—近時の合衆国最高裁判例の検討—」法学新報125巻11・12号529頁（2019） 5. 「取調べの録音・録画制度における派生証拠及び反復自白の証拠排除」法学新報123巻9・10号371頁（2017年） 6. 「取調べの録音・録画制度と犯罪被害者の保護—記録媒体の証拠調べに係る問題を中心に—」被害者学研究27巻42頁（2017年）

富樫 景子 講師	専門分野：刑法
研究内容	1. 日独の刑法解釈論における争点の一つである「原因において自由な行為」の法理に関して、史的・解釈論的研究を行っている。 2. 上記1からの発展的課題として、刑法上の「行為責任同時存在原則」の意義、刑法における行為と責任の関係をどのように捉えるべきか等についても研究を進めている。
研究業績	1. （論文）「原因において自由な行為」の史的展開（一）」法学75巻6号（2012年3月）2012年1月 2. （論文）「原因において自由な行為における構成要件モデルの再検討（一）」法学第74巻第5号（2010年12月） 3. （翻訳）ハインツ・ミュラー＝ティーツ「近現代文学における金銭欲—刑法学者・犯罪学者の考察—」斎藤豊治他編『神山敏雄先生古稀祝賀論文集【第2巻】』、成文堂、2006年

原口 伸夫 教授	専門分野：刑法
研究内容	刑法総論・各論の解釈論をひろく研究対象としているが、とりわけ、①未遂犯論（実行の着手、不能未遂、中止未遂、共犯と中止未遂、共犯からの離脱）、②違法性論（刑法における違法と責任の区別、正当防衛、緊急避難など）、③犯罪論体系における実行行為の意義と機能の研究を中心とし、刑法における違法評価のあり方を研究している。
研究業績	1. 『未遂犯論の諸問題』成文堂、2018年 2. 「量的過剰防衛について」『立石二六先生古稀祝賀論文集』成文堂、2010年 3. 「参考人の虚偽供述と証拠偽造罪の成否」駒澤法学18巻4号、2019年 4. 「虚構の犯行予告と業務妨害罪」駒澤法学15巻3・4号、2016年 5. （翻訳）Winfried Hassemer（堀内捷三監訳）『刑罰はなぜ必要か』中央大学出版部、2012年

原田啓一郎 教授	専門分野：社会保障法
研究内容	社会保障・社会福祉に関する法制を広く研究しているが、特に、医療・介護保障法の法理論の構築に向けた研究を行っている。具体的には、医療・福祉サービスにおける質の確保をめぐる法的検討を手がかりとしたサービス給付の法システムの法的分析、高齢者・障害（児）者といった年齢区分に拠らない普遍的な介護保障法制の検討を行っている。また、高齢者に関する法的問題を取り扱う「高齢者法」についても関心を寄せている。
研究業績	1. 「介護人材不足と高齢者の介護保障」法学セミナー767号（2018年） 2. 「医療・介護サービス提供主体と特殊な法人形態」法律時報89巻3号（2017年） 3. 「高齢者の住まいと高齢者ケアをめぐる現状と法的課題」古橋工ツ子ほか（編）『家族法と社会保障法の交錯』信山社、2014年 4. 「社会福祉法人」社会保障法研究4号（2014年） 5. 「医療保険制度改革法の一考察」季刊労働法251号（2015年）

三宅 雄彦 教授	専門分野：憲法
研究内容	憲法学の方法論及び学説史を、ドイツ国法学を参考に研究している。第1に、ルドルフ・スメントの憲法学を、彼の教会法学や法制史学も射程に入れ、彼の遺稿や書簡をも渉猟しつつ検討を加えるなど、ワイマール期や第二次大戦後のドイツ学説史に強い関心を持ってきた。第2に、行政の民営化や憲法の国際化など国家や憲法を取り巻く重大な変化が、国家や憲法の構造それ自体を変貌させることに着目し、更にその構造転換が及ぼす憲法解釈への影響に注目している。第3に、国法学史研究からは西学説の伝統を貫く職務論の思考、憲法構造研究からは経済／国際秩序に脅かされる全体憲法の思考を基礎に、共通善を志向する共和的憲法学の構築も目指したい。
研究業績	1. 『憲法学の倫理的転回』（信山社、2011年） 2. 『保障国家論と憲法学』（尚学社、2013年） 3. 「スメント職務国家論の誕生」（埼玉大学）社会科学論集143号（2014年）145-157頁 4. 「職務概念と公法理論：E・V・ハイエンの職務行政史・職務文献学・職務図像学」三宅雄彦ほか編『戸波江二先生古稀記念・憲法学の創造的展開（上）』（信山社、2017年）219-239頁 5. 「ドイツ高速料金金の憲法問題：クリュガーの道路有料化批判」法律時報90巻10号（2018年）86-91頁